

## 地区社会福祉協議会活動総合支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会は、誰もが住みなれた地域で安心して生きがいを持って生活できる福祉のまちづくりをすすめるため、地区社会福祉協議会が行う事業に対して総合的に支援を行うものとする。

### (事業主体)

第2条 この事業の事業主体は、鳥取市社会福祉協議会（以下、市社協という。）とする。

### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、地区社会福祉協議会等（以下、地区社協という。）とする。

### (助成対象)

第4条 地区社会福祉協議会活動総合支援事業（以下、本事業）の助成対象は、地区社協が行う事業を対象とする。

### (対象事業)

第5条 助成金交付の対象となる事業は次のとおりとする。

- (1) 別表に定める事業
- (2) その他、特に市社協会長が認める事業

### (対象期間)

第6条 助成金交付の対象となる期間は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### (助成金額)

第7条 市社協会長は、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、事業単位の助成額は別表に定めるものとする。

### (助成金交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする地区社協は、助成金申請書（様式第1号）により、市社協会長に申請する。

### (実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた地区社協は、事業完了後速やかに、助成金請求書（様式第2号）及び実施報告書により、市社協会長に実績を報告しなければならない。

### (助成金精算)

第10条 本事業の完了に伴い、すでに交付した助成金を清算し、余剰金が生じた場合には、市社協会長は返還を求めることができるものとする。

(補足)

第11条 この要項に定めるもののほか必要な事項は市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別表)

地区社会福祉協議会活動総合支援事業 助成対象事業及び限度額

区分	対象事業内	助成金	
		限度額	
事業	地区社協 交 内 地区社協 の交	1 地区実施 30 000 以内	事業 1 2 (1 限り)
		2 地区合 実施1地区15 000 以内	
		3 地区合 実施1地区12 000 以内	
		4 地区以 合 実施1地区10 000 以内	
地域福祉活動 定 内 地域福祉活動 の と 定	30 000 以内	事業 10 10	
広報啓発事業	地域福祉 会 内の協 やとなり 福祉 等 を対象とした 会	20 000 以内 (1 たり)	200 人 (1 地区3 )
	福祉 会 内 福祉に した の 会	30 000 以内 (1 たり)	300 人 (1 地区3 )
	地域福祉 会 内 地域住 を対象とした 会	15 000 以内 (1 たり)	200 人 (1 地区3 )
地域実 事業	がい 福祉 事業 内 地域 るみ(地区社協 地区 協 会 がい 福祉施 等の )で行う 地域住 と がい 等との交 事業	20 000 以内 (1 限り)	500 人
	地域 活動 地域 成事業 ( 生) 等	15 000 以内 (1 たり)	200 人 (1 地区3 )
	地域福祉活動 事業 地区社協事業の体 活動 福祉	20 000 以内 (1 限り)	200 人
	その他の実 活動の取り み 福祉 成の取り み 間交 事業(地域 活動) 等 地域での交 事業等 に しない地域での福祉活動	20 000 以内 (1 たり)	200 人 (1 地区3 )
的 事業	以 で 的 的な事業で、鳥 取市社会福祉協議会会長が認めた事業 総合福祉 地域福祉 と から協 業で を る ことを必 とする	100 000 以内	事業 10 10